

①

史料A 大岡越前守の金言

越前守忠相は享保の頃、出身して御旗本より大名になり、政徳の一人也。大岡出雲守は淳心院様の御小姓を勤め、思召に叶ひ段々昇進をなし、御側にいたり、後二万石迄御加増有て御側御用人と成。岩附の城主なりしが、以また御側の頃、同姓の好身故、越州も折ふし雲州の館へ来り訪ける處、或時越前守へ對し、御身は當時世上にて天下の大才と称し、御用ひも一方ならず、我も小身より御取立に預り、御改革にも携り候事願はでは、心得にも可成筋は不惜、教諭なし給へと懇に尋れば、越州、某短才にして何か存寄し事も無之、御身こそ年若にして、當時將軍家の思召に叶ひ、智望備り、残りなき御事あり。教諭の筋あらん。しかし老分の某なれば聊御身の心得共ならん事申さぬも不義なり。都て申談、竟て人に對しても、世の事に對しても、萬端を合せての取計然るべし。しかし実を以合せ給ふ事肝要の心得也と申されしを、雲州深く信伏有て、側勤せし大貴東馬といへる者、後次右衛門と改め柳營に勤仕なしたるものゝ語りしを、予支配成し故次右衛門より聞しまゝしるしぬ。

②

史料B 二人の母

或所の武士方に勤居たる女、懐胎して一女をもふけ、屋敷にてそだてがたくて、里に遣し置けるに、其内尤見継、里扶持遣はし頼置けり。然るに此娘十歳余りになる頃、実母、屋敷より暇を取、身俣に相なり、其子を取戻し度と申けるに、此子、生れつきよく

今は何方へ奉公さす共、いつかど親の為にも成るべき躰也ければ、里に取候方の女房、返す事をおしみて曾て戻さず。此故に内々にて不相濟、公義を受るに、両方より実の母なりとて水掛論に成けり。預けし女は、「いや是は我子にて、里に遣し置し」と申せば、預りし女房は、「いや是は実の私子にて御座候」とて、更に證據もなかりければ、奉行所にても捌兼給ふ躰なり。其時、忠相は二人の女に申付給ふは、其子を中に置て、双方へ二人別て、左右の手を取て引合べし、引勝たる方、実母成るべし、其方へ可被遣との御事也。委細畏りけりとて、二人の女口（カカ）こぶを出して、白洲において其子を左右に引合けり。中にて娘、左右の手いたみ、不思もわっとくるしみ泣けり。終には一人の女、引勝てよろこびいさみ、「私引勝けるは、我子にうたがひなく候」と申時、大岡声懸、「おのれこそ似せ者なれ、実の母は中なる娘の手のいたむをかなしみ、おもわずも手を放し、引負たり。其方は元他人故、其いたわりなし。只勝事にのみ心を用ひし」とにらみすへたり。紛れ者に縄かけて拷問被成ければ、終には白状しける故、実母へ娘は被下けり。天地自然といふべき妙裁也。

③

史料C 大工家賃滞納出入一件

尾張町大工の事

尾張町辺に住居しける大工ありけり。永々相煩、宿賃三両ほど相滞、店明け申候様にと、家主申ける故、是非なく旅籠町長兵衛と云大屋の店へ引越けり。最初の尾張町の家主へ、滞の宿賃の替に細工箱を引留置けり。然ば彼大工、引越て後も仕事に出度思へ共、道具箱無之故、出る事ならず、唯

遊びて計居ける故、はたご町の家主は、大工に向ひ、「其方、此店へ来りて後、一日も仕事に出る事を見ず、日々ふら付、遊んで居て可相済や、如何成子細なるぞや」と尋ければ、大工答て、「そればにて候、最せん爰元へ引越候節、元町の家主、道具箱を店ちんの代りに留置申候故、是非なく家職にも出不申」と申ければ、家主是を聞て、氣の毒に思ひて、きんす一両借し申て、「此金子にて先何卒道具箱を受取来らるべし、残金は跡より遣す筈に致、帰らるべし」とて、尾張町へ大工を遣しけり。彼者悦び、旧家の大家へ行、段々詫言して金壹両出して細工箱を渡し呉候様にと申ければ、家主受取不聞入、「皆済不致候はゞ、渡し不申間敷」と厳敷申ければ、すこくと立帰り、今度の家主へ其旨申聞せければ、大に怒て、「扱々不得道の者かな、此上は我等肩を持べし。公辺へ願申候え」とて、頓て奉行所へ願せけり。扱、かの大工、奉行所へ罷出、訴へけるは、「拙者儀は、尾張町家主次郎兵衛店に罷在候半七と申者にて御座候、然に

④ 去々年より長煩仕、宿賃金三両程溜り申候、仍家主申候は、宿替仕候様にと被申付、今程は旅籠町へ引越罷在候。右店變申付たる節、店賃の替に細工道具不残あの方に留置被申、夫故に只今まで家業に出候事不罷成候處に、此度の家主、右の段承り候て見兼、金子壹両貸呉、夫にて何分詫言仕候て、當分道具箱受取来り、残り金は跡より家職に出て、段々相済申候様にと願候得共、中々曾て承引不仕候、依之此段乍恐奉願候。尾張町家主へ右の通當分不背仕呉候様にと■■けり。奉行所聞済有て

双方家主を呼出し玉い、尋させらるゝに、半七申に相違無之、于時被仰渡けるは、店賃の代りに道具箱留め置も道理也。旅籠町家主はきとく成る致方かな、其方は金持と見へたり、逆もの事に三両ほど借し遣して皆済させて、道具箱を取返し遣し呉候様にと被申渡ける。其段は難義至極仕候間、侘(詫)を申上れば、「先借し遣すべし。大工が方より急度返済は致させべし」と有ければ、御受に及び、腰懸にて金子三両、尾張町の家主へ、旅籠町の大屋より相渡、無出入道具箱は大工へ返しけり。さて其後双方呼出されて、奉行所より、「大工の道具箱無之候ては仕事に出ざるは幾日程の間にて有之候哉」と尋させ給ふ。大工申上るは、「凡百日計にて御座候」と申。「時に大工の手間料は、一日に何ほど致し候哉」と問ひ玉いければ、「時によりて甲乙有之候。先五匁、三匁、随ぶん下直にて三匁にて御座候」と申上げれば、奉行、尾張

⑤ 丁の家主へ申付給ふは、「其方、大工道具を押へて不遣故、百日計家職を留め候と申。其内の手間料、一日に三匁積に三百匁、大工方へ可遣」と申渡され、違背成がたく、遂に三百目を出させ、夫を以旅籠町家主方へ相済させ玉いけり。

史料D 木綿盗人

木綿盗人吟味の事

深川辺寺町石地蔵の前に、木綿賣の荷物卸してなにやら用事たして居る内に、荷物ことごとく奪取たり。木綿賣、大きに驚き、色々せんさくすれ共、更に行衛不知、依之不及是非、奉行所へ訴へ、御吟味願候處に

其手掛りなくて、木綿のふてう不残被成、其後おゝせ渡さるゝは、其地藏こそ全く盗人なるべし。敵敷からめて置と、縄を懸てさらし、地藏盗人に究りて、この御仕置濟けり。于時誠の木綿盗人、今は安堵して盗取し木綿を賣出しけり。扱最前の木綿にふてうを取置せ給ひ、町中へ御觸あり。此ふてうの木綿買取しもの、早速奉行所へ持参仕れとの御事なりし故、所々より持出ければ、盗賊立所に相しれて御仕置に成りけると也。發したる高知の奉行職と世挙て申あえり。

⑥ 史料E 猫が間男

江戸四ツ谷大木戸邊に、夫婦二人住の者有しが、夫は大坂在番の御番衆雇れ、一年余り女房計留守に置て、在番勤て、翌年帰りけるに、夫の留守中に、女房懐妊して居たり。夫帰りて見て、大きに驚き、女房を色々詮義して、正敷密夫したるにうたがひなし、「相手は何者ぞ、誰なるぞ」と様々詮義して女房を責けれ共、曾て其妻、誰共云ねば、夫大に腹立て、「所詮内證にては申まじ、奉行所へ願申上、拷問を受けていへ」と云捨て欠出し、奉行所へ訴へ申上げるは、「拙者在番の供致して、去年四月より大坂に罷在候留守に、女房懐胎仕候、何卒密男の御詮義被成可被下候」と申けり。奉行聞給ひて、「其留守中には家内には、たれもさし不置や」と御尋被成ける。「いや誰もき人として捨置不申、只女房吉人計、猫一疋飼置申」と申ければ、「其猫こそ間男成べき也、詮義は猫に有、則猫に縄を懸て連来れ」と被仰付るゝ。人々

是はとあやしみながら、仰付にてあれば、ねこを引来りけり。奉行、猫を膝元へ差置、町内の若き者をひとり／＼に呼出して、白洲につくばわせ、猫を置れけるに、彼猫、つか／＼と走り行、若者の内にて一人の膝の上へあがりて、心よげに居けり。時に奉行は、其猫の膝へ上りし男に縄を掛させ給ふは如何にと驚所に、「おのれ間男に違ひなし、子細は其猫、大勢の中にて其方の膝の上にあがりしは、度々渠が家へ、おのれは安く入込し故、畜生ながら能見知り馴染て、右の通也。うたがいもなく彼者の留守中に朝夕入込、密通したるに毛頭違ひなし」と、獄中に押込、拷問被成しかば、終に白状に及び、密夫に紛れなかりしと也。

史料F 大岡殿頓智の事

神田於玉が池に、裏住居に古金かひ、獨りものにて、金子五拾両をたくわへ、仕舞所なきゆへ、ぬか味噌の中へ入れ、折々出してみて楽しみけるが、長屋内のものに見付られ、いつの間にか奪ひとられたるを知らず、或時出して見んと、ぬか味噌桶の中を見るに、金財布なきゆへ、たましいも消、腰も抜、夢路をたどる心なりしが、家主へゆき、さまざまに相談におよびしかば、家主尤におもへども詮方なく、「よく／＼氣を

付て尋ねられよ」と申時、「古金買」ねがつて出ん」といふを

◎上

「いや／＼御届は格別、ねがつたりとて急に御せんぎあるべきや」と申をきゝいれず、「私、其金がなくなり、商賣もてにつかず」と、顔色もおとろへ、ひとすじに申ゆへ、名主へ届け、大岡どの御月番な

れば、ねがつて出ると、一通り御尋ねありて、「其方義、香の物、桶に仕舞をくの思慮深きよふなれ

ども、つね／＼出して見る故、人目にかゝりしと見へたり。心當りがあるか」と聞給ふに、「更に心當り是なく候得共、遠方の者とも存じ不申、長屋内のものごぞんじ候」よしを申上る。大岡どの、いかさま尤の分別なり、妻おもい

◎下

れず、ためた金を取られては、さぞ力落しならん」と仰の時、家主「恐れながら」とすゝみいで「金子紛失仕り、一向渡世も致さず、命を捨るなどゝ申候付、御慈悲をもつて

御吟味ねがひ奉る」と申ければ、御聞濟ありて「おつて呼出す」と仰渡され、一両日過て御差紙到来致し、古金買惣長屋中、夫

婦・親子・居候・下女・下男のこらす御呼出しにて、五十人計り相並ぶ所に、おふせ渡さるゝには、「古金買八兵衛、五十両木綿財布にいれ、ぬか味噌桶の中へ入置たる所、紛失いたしたるゆへ、盗賊の

◎上

業とはいへども、計らず見つけて、ほしくおもひ、とりたる金なれば出来心といふ物也。其方どものうち、取出したるものは名乗て出よ。又香の物を賞ふころにて手を入、おもはず手にさわつて、たわむれに隠したるべし。

一々なんじ等が手をかひでみん。取時に一心をこめて取たるゆへ、匂ひは中々離れぬものなり、今に其所へ下りてかぐべし、其時名をさせば罪重し」と目色かわり、座をたゝんとせられし時、中に吉人、ちょひと手を鼻へあてたる男あり、

是はもしや匂ふかと、かひでみたる也、いかさまありそふなことに思われける。

◎下

大岡どの早くも見給ひ、にっこことわらはれ「ふしぎな事もあるものかな、一心にこめて取たるゆへ、

ぬか味噌の匂ひ爰までにほひし也。早其所へおりの事にも

およばず、幾人目に居る四十余の男也」と差人にてゑらみ出され、ふるひく／＼立出るをみられ、「真直

に白状いたせ、ちんずるに置ては入牢の上、吟味におよぶ」と仰の下にぞ、おそれ入候、ふと出来心にて取候に違ひなし、御慈悲を

ねがひ申よし、ふるひく／＼わななき申ゆへ、金子御取上、古金買八兵衛に被下、ぬすみし男は所拂にて相済ける。

第二部 直助・権兵衛の事

⑩ 史料G 小山田庄左衛門不義不道の事

小山田は浅野家馬廻りにて百五十石也。殊に譜代の土也。

此度必死の内也、去冬夜討の申合堅く致し、江戸へ

来り、片岡源五右衛門方に一所に居たり。然るに夜討前に

源五右衛門、右のは庄左衛門を呼て、金子貳百両渡し、此金子

持参いたし、四十八人の者共借家へ参り、買が／＼り・借金・店

賃等承り届、銘々に配分致さるべしと申付る。又小山田は

脇差余り寸も延たり、大石是を見て、貴殿御脇差は

寸も延び、家内の働悪く不宜もの也、是は拙者覚の

有る脇差にて、寸も短く働に宜しかるべきの間、今日日

の事なれば、もはや外より調る事間に合ず。此脇差を

用ひらるべしとて、一尺八寸則光の脇差をあたへ、

弥明晩両国橋の茶屋久兵衛方迄参らるべしと

約束し、いとま乞して遣しける。然るに此庄左衛門、夜討の節

に至りて逃しけり。小山田が父は十兵衛と申て、庄左衛門が

妹を芝高縄に万屋清七と申町人に娶せ置ける故かれが方に十兵衛か／＼り居たり。庄左衛門が欠落仕たるは夢にも知らず、十二月十四日の夜、本所にて敵討ありと

⑪ 沙汰しけるに付、十兵衛は定めて我子の庄左衛門も出

つらんと覚束なく、若や討死杯仕けるや、手など負

しかと案じ煩ひ居ける所に、十五日の昼時分、内匠頭殿

の家来四十七人敵打也とて、各名付をして江戸中の

評判とてうりありく。十兵衛、とちやおそしと買ひ

求めて見るに、足輕の寺坂吉右衛門迄は印して、小山田

庄左衛門はなし。もしや違も有やらんと、この書付を数十枚

もとめて見るに、庄左衛門は更になし。扱はと十兵衛

無念、面目なくや思ひけん、十六日朝、かの娘、十兵衛が

いつよりおそく起けるを不思議に思ひ、寝所へ行

夜着を取て見れば、八十一歳を一期として、皺腹を

一文字に切さきて死て有。娘驚き、清七に斯と云、是非

なき事なれば、諸共に葬礼して事済ぬ。然るに

わづか二十年を経ずして、庄左衛門が行衛知れたり。此者

中嶋立碩と改め、外料に成、深川に住してゆたかに

暮す所に、上州者に直助と申家来が為に、其身

は申に及ばず、女房迄直助に殺されたり。又直介は

主殺しなれば、人形たを以て御尋あり。麴町とやらん

⑫ ⑩の米屋にて、直助が請人見付召捕へ、公儀へ

出し、御仕置仰付られし事、人々知れる所也。庄左衛門

夫婦が殺されし脇差も、直助が仕置にあひし脇差

共に大石が一心の刃を遣したる印なるべし。寔に此

者は不忠不孝親殺し也。彼の十兵衛を我手には掛ねども、我不義ゆへに死したれば也。天網恢々たれども、邪悪を容れず、彼の二百両の金子、又配分の金、其上片岡が金子、ふとんなど盗取、欠落し事静て外料となり居けるに、彼の金子故に、又直助に殺さる。誠に天罰とせんや。此父にして此子有事、往古より然り、「堯の子堯のごとくならず、舜の子舜に似ず」と云へるも虚語ならず。

⑬ 史料H 主殺直助・権兵衛が事

享保の始、大岡忠相奉行の節、直助権兵衛と云主殺し有り。此直助は深川万年町大谷了意と云醫師の下人

なりけり。此送（医カ）師元浅野内匠守（頭）長矩の家臣小山田源吾右衛門と云者の一子、小山田庄左衛門と云し者也しが、元禄十四

年、内匠守殿、殿中にて狼藉、科に仍て田村家にて切腹、其家断絶せり。其折がら、大石良雄を始め、四十

余人、讐敵吉良羽林を討んとす。時に源五右衛門は病氣にして腰不立、倅庄左衛門をいましめて、其徒黨とす。

随分真忠と見えて、内蔵之助へ随順しけり。元禄十四年過て、翌年十二月十五日の夜、敵討の前日、此庄左衛門

俄に心替りして、内蔵之助方より諸士の宿賃、并買懸り等有之候ては、死後の批判恥しとて、金子百両を庄左衛門へ

もたせ、諸拂を可致とて相渡ければ、其金を持って出て、夫より不帰と也。又一腰を其日大石に貰ひけり。是は肥前

忠行の刀にて、内匠頭の差替なりとかや。されば庄左衛門、

親は高輪の茶屋、伊勢屋十兵衛と申者は、渠がかれ聒なれば、是へ掛り人にて居けり。 叔十二月十五日夜、上野助殿讐討

の事を源五右衛門承り、定て倅庄衛門も出たるべし。若討死はせぬか、万一手がらにて上野助殿を討取しや杯と案じ居たりしに、我子是不義にして逃たりし由聞て、恥ケ敷、浅間敷、老人の人目包兼て、腹切て死しけり。されば此庄左衛門は己が不所存故、其親をころし、其罪何所にて謝すべきや、おのれが手を持って殺に

⑭ 其罪同じかるべし。如斯親を殺せし大不孝、主の御

大事を忘れ、逃さまよひ、何れの天地の間からだを置所有べけんや。命はおしき物かな、醫師に成て深川

万年町に居たりしが、其下人直助といへる者、主人の金子を取て逃んと思ひ、ある夜、しので、たんすにかゝる所を、主人了意目を覚し、起上らんとする所を

側に有る肥前忠行の刀にて、唯一打に切殺す。其妻驚て起る所を、是も又切殺し、金子を奪ひ、立退きけり。

此直助、夫より人相書を以御尋者になる。されば庄左衛門積悪身を賣て、下人の為に害せられ、天罰の程こそ恐し

けれ。此已後直助はあなたこなた忍びあるき、其相をかへて、或は髪を落し、前歯をかき杯して、麴町寺丁目かき屋

四郎兵衛方に米舂をして居たる時、召捕られ、白洲へ出て、「拙者曾て直助にては無之候」と申偽けり。此時大岡殿、

直助にて無之候は、立てくと被申たり。嬉敷立帰らんとする処に、思ひ寄らず大岡、大音に「直助、待」と申され

ければ、はっと云て下に居る。「夫、縄を懸よ、曲者め、不意に我名を呼れ、不思はっと返答したり。中々天命遁る

べきにあらず」とて、はったとにらみ玉いければ、さす

がのいたづら者、終には白状に及びけり。同日権兵衛と申者、是其主を殺せしに仍て、同日に引廻し、

日本橋に三日さらし、磔に行はれたりけりと也。